

平成30年生駒市議会（第4回）定例会議案

平成30年6月8日

生 駒 市

平成30年生駒市議会（第4回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 1 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 2 号	平成29年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	3
報告第 3 号	平成29年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	4
報告第 4 号	平成29年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	5
報告第 5 号	平成29年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書	6
議案第 43 号	生駒市印鑑条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	7～8
議案第 44 号	生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について	9～25
議案第 45 号	生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	26～27
議案第 46 号	生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第 47 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第 48 号	生駒市監査委員の選任について	30

報告第 1 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

平成30年6月8日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成30年4月12日（木）午後3時頃

2 事故発生場所

生駒市西松ヶ丘9番19号 生駒市立生駒中学校第2グラウンド内

3 損害賠償額

100,000円

4 事故の概要

生駒中学校陸上部の練習中、部員の投げた円盤が入学式のために臨時でグ
ラウンドに駐車していた教師の車に当たり、ボンネットを損傷させたもの

平成30年5月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

平成29年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入 国県支出金	特定財 地方債	財源			
								その他			
総務費	総務管理費	人権施策経費	4,071,000	4,071,000						4,071,000	
	児童福祉費	市立施設整備	101,990,000	101,990,000			49,700,000			52,290,000	
民生費		道路橋梁維持補修費	20,000,000	20,000,000		11,000,000	700,000			8,300,000	
		企業誘致関連道路整備事業	82,180,000	81,290,000		38,428,054	28,200,000			14,661,946	
	土木費	道路新設改良事業	43,360,000	43,060,000			6,944,819	5,100,000			31,015,181
		河川水路改修事業	30,864,000	19,413,240							19,413,240
教育費	都市計画費	生駒山麓公園整備事業	14,260,000	10,892,240							10,892,240
		小学校施設整備事業	452,804,000	376,272,000			125,292,000	250,900,000			80,000
	中学校費	中学校施設管理	10,473,000	7,000,000							7,000,000
		中学校施設整備事業	27,791,000	27,791,000			9,263,000	18,500,000			28,000
災害復旧費	社会教育費	生涯学習施設整備事業	12,000,000	12,000,000				12,000,000			
	農林業施設復旧費	農地災害復旧事業	5,000,000	5,000,000					2,130,000		740,000

平成30年6月8日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成 29 年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 地方債	財源 その他	
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	409,000,000	409,000,000		87,829,100	321,000,000		170,900

平成 30 年 6 月 8 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成29年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	納付金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	322,860,000	87,210,000	232,920,000	0	113,430,000	119,490,000	2,730,000	0	

平成30年6月8日提出

生駒市長 小紫雅史

平成29年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	新小瀬中継所建設工事	円 510,300,000	円 381,000,000	円 70,290,520	円 451,290,520	円 0	円 451,290,520	円 451,290,520	円 451,290,520	円 0	

平成30年6月8日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 43 号

生駒市印鑑条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成30年6月8日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市印鑑条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例

(生駒市印鑑条例の一部改正)

第1条 生駒市印鑑条例（平成2年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「前条第2項の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された」を「第7条第4項に規定する」に、「多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。）」を「キオスク端末等」に、「同項」を「前条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の「キオスク端末等」とは、電気通信回線により、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と、又は個別にこれらの電子計算機と接続された通信端末機をいう。

(生駒市手数料条例の一部改正)

第2条 生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の2の項中「多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。）による申請に基づく」を「キオスク端末等による」に改め、同表の16の項から18の項までの規定中「多機能端末機による申請に基づく」を「キオスク端末等による」に改め、同表の19の3の項中「再交付又は」を「再交付、同令第29条第1項の規定による個人番号カードの交付又は」に改め、「交付（」の次に「いずれも」を加え、同表の20の項及び24の項中「多機能端末機による申請に基づく」を「キオスク端末等による」に改め、同表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 2の2の項、16の項から18の項まで、20の項及び24の項の「キオスク端末等」とは、電気通信回線により、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と、又は個別にこれらの電子計算機と接続された通信端末機をいう。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第2条中生駒市手数料条例別表第1の19の3の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

議案第 44 号

生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年6月8日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第1条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第45条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第14条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第20条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第24条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第28条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条

第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第45条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第100条を第100条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第100条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第101条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第101条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第102条第1項中「第100条第1項」を「第100条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第106条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこ

を除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第102条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第100条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第100条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラム

をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第102条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加

熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第103条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第104条第3項中「第100条」を「第100条の2」に改める。

第106条第1項中「によって」を「により」に、「第100条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第7条の3第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第12条の2第26項を同条第27項とし、同条第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附則第21条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 生駒市税条例の一部を次のように改正する。

第102条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に

改める。

附則第12条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 生駒市税条例の一部を次のように改正する。

第102条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第103条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 生駒市税条例の一部を次のように改正する。

第102条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第103条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 生駒市税条例の一部を次のように改正する。

第101条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第102条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱

式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 生駒市税条例の一部を改正する条例（平成27年12月生駒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「生駒市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第100条第1項」を「生駒市税条例第100条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の部中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中生駒市税条例第100条を第100条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第101条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第102条から第104条まで及び第106条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中生駒市税条例第14条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第28条第1項の改

正規定並びに同条例附則第 2 1 条第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項の規定

平成 3 1 年 1 月 1 日

(3) 第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 3 条の規定 平成 3

1 年 4 月 1 日

(4) 第 2 条中生駒市税条例第 1 0 2 条第 3 項の改正規定 平成 3 1 年 1 0 月

1 日

(5) 第 1 条中生駒市税条例第 1 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 5 条第 1 項

の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 3 項の規定 平

成 3 2 年 4 月 1 日

(6) 第 3 条並びに附則第 7 条及び第 8 条の規定 平成 3 2 年 1 0 月 1 日

(7) 第 1 条中生駒市税条例第 1 4 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の

改正規定（第 2 号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第 2 0 条及び第 2

4 条の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 3 の改正規定並びに次条第 2 項の

規定 平成 3 3 年 1 月 1 日

(8) 第 4 条並びに附則第 9 条及び第 1 0 条の規定 平成 3 3 年 1 0 月 1 日

(9) 第 5 条の規定 平成 3 4 年 1 0 月 1 日

(10) 第 1 条中生駒市税条例附則第 1 2 条の 2 第 2 6 項を同条第 2 7 項とし、

同条第 2 5 項の次に 1 項を加える改正規定 この条例の公布の日又は生産性

向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）の施行の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例の規定中個人の市

民税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用

し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例の規定中個人の市民税

に関する部分は、平成 3 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、

平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 第1条の規定による改正後の生駒市税条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（生駒市税条例の一部を改正する条例（平成27年12月生駒市条例第33号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第100条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第10条、第106条第4項及び第5項、第108条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第106条第1項若しくは第2項、	生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成30年6月生駒市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項、
第10条第2号	第106条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第10条第3号	第89条の6第1項の申告書、第106条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第106条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第106条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第108条の2第1項	第106条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第109条第2項	第106条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

- 5 30年新条例第107条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により、市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸

売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第89条の6第1項の申告書、第106条第1項」とあるのは、「第106条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所にお

いて所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の生駒市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第10条、第106条第4項及び第5項、第108条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第106条第1項若しくは第2項、	生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成30年6月生駒市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項、
第10条第2号	第106条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第10条第3号	第89条の6第1項の申告書、第106条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限

第106条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第106条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第108条の2第1項	第106条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第109条第2項	第106条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

5 32年新条例第107条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出

したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の生駒市税条例（以下「33年新条例」という。）第10条、第106条第4項及び第5項、第108条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第106条第1項若しくは第2項、	生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成30年6月生駒市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項、
第10条第2号	第106条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項

第10条第3号	第89条の6第1項の申告書、第106条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第106条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第106条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第108条の2第1項	第106条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項
第109条第2項	第106条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

5 33年新条例第107条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第 45 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年6月8日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

(生駒市都市計画税条例の一部改正)

第1条 生駒市都市計画税条例(昭和50年12月生駒市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第3条の6第1号中「及び個人番号又は法人番号」を「及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」に改める。

附則第9条中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 生駒市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第3条の4(見出しを含む)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第3条の5(見出しを含む)中「附則第15条第45項」を「附則第1

5条第44項」に改める。

附則第9条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日（附則第9条の改正規定にあっては、この条例の公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日のいずれか遅い日）から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

議案第 46 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年6月8日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成26年12月生駒市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状
を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と
認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年6月8日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成12年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

議案第 48 号

生駒市監査委員の選任について

生駒市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項本文の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 東 良 徳 一

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成30年6月8日提出

生駒市長 小 紫 雅 史